

令和 6 年 6 月 1 1 日

第 2 回 笠松町 議会 定例会 議案

目 次

- 第 6 号選挙 笠松町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 第 3 号報告 専決処分の報告について
- 第 4 号報告 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 号報告 建設改良費繰越計算書（下水道事業）の報告について
- 第 4 6 号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第 4 7 号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第 4 8 号議案 令和 6 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 1 号）の専決処分の承認について
- 第 4 9 号議案 笠松町監査委員の選任同意について
- 第 5 0 号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について
- 第 5 1 号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 5 2 号議案 笠松町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 第 5 3 号議案 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について
- 第 5 4 号議案 令和 6 年度笠松町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 第 5 5 号議案 令和 6 年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 5 6 号議案 令和 6 年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 5 7 号議案 令和 6 年度笠松町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 5 8 号議案 令和 6 年度笠松町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

第 6 号選挙

笠松町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 182 条第 1 項の規定により、笠松町選挙管理委員会委員及び同条第 2 項の規定により同補充員の各 4 人の選挙を行うものとする。

令和 6 年 6 月 11 日 選 挙

笠松町議会議長 伏 屋 隆 男

笠松町選挙管理委員会委員当選者

氏 名	
住 所	羽島郡笠松町
生 年 月 日	年 月 日

氏 名	
住 所	羽島郡笠松町
生 年 月 日	年 月 日

氏 名	
住 所	羽島郡笠松町
生 年 月 日	年 月 日

氏 名	
住 所	羽島郡笠松町
生 年 月 日	年 月 日

同 補充員当選者

氏 名	
住 所	羽島郡笠松町
生 年 月 日	年 月 日

氏 名	
住 所	羽島郡笠松町
生 年 月 日	年 月 日

氏 名	
住 所	羽島郡笠松町
生 年 月 日	年 月 日

氏 名	
住 所	羽島郡笠松町
生 年 月 日	年 月 日

第 3 号報告

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 6 月 11 日 報 告

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

- 1 令和 6 年 5 月 17 日 専 決
財物事故に係る損害賠償の額

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和6年5月17日

笠松町長 古田 聖 人

財物事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

- 1 相手方 笠松町在住 男性

- 2 事故の概要 令和6年3月12日笠松町奈良町地内を自動車で行中、堤防の法面にある桜の木が落下したことにより、自動車助手席側天井サイドルーフの一部がへこんだ。

- 3 損害賠償額 金 998,670円

第 4 号報告

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、令和 5 年度笠松町一般会計繰越明許費繰越計算書について次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 11 日 報 告

笠 松 町 長 古 田 聖 人

令和5年度笠松町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	2 企画費	新型コロナウイルス対策事業	円 49,199,000	円 44,378,000	円 0	円 41,230,000	円 0	円 0	円 3,148,000
2 総務費	4 基本台帳住民費	住民基本台帳事務事業	4,109,000	4,109,000	0	4,108,000	0	0	1,000
2 総務費	4 基本台帳住民費	戸籍事務事業	6,215,000	6,215,000	0	6,215,000	0	0	0
3 民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金事業	18,676,000	10,862,000	0	10,861,000	0	0	1,000
3 民生費	1 社会福祉費	低所得世帯物価高騰 重点支援給付金事業	65,517,000	63,213,000	0	63,212,000	0	0	1,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス クチン接種事業	3,053,000	3,053,000	0	3,051,000	0	0	2,000

令和5年度笠松町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
4	衛生費	1 保健衛生費 施設管理事業	86,691,000	86,691,000	0	0	86,600,000	0	91,000
7	土木費	2 道路橋梁費 道路修繕事業	37,180,000	37,180,000	0	0	34,400,000	0	2,780,000
7	土木費	2 道路橋梁費 道路新設改良事業	50,639,000	50,639,000	50,638,000	0	0	0	1,000
計			321,279,000	306,340,000	50,638,000	128,677,000	121,000,000	0	6,025,000

第 5 号報告

建設改良費繰越計算書（下水道事業）の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づく令和5年度笠松町下水道事業会計予算の建設改良費の繰越額について、同条第3項の規定により次の繰越計算書のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 1 1 日 報 告

笠 松 町 長 古 田 聖 人

令和5年度笠松町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等		
1 資本的支出	1 建設改良費	松枝処理分区分管渠渠設事業	275,033,000	81,650,800	193,382,200	円	円	円	円	
							51,350,000	132,300,000	9,732,200	0
	計		275,033,000	81,650,800	193,382,200	51,350,000	132,300,000	9,732,200	0	

第46号議案

笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告して承認を求める。

令和6年6月11日 提出

笠松町長 古田 聖人

記

- 1 令和6年3月30日 専決
笠松町税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、町議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

1 笠松町税条例の一部を改正する条例

令和6年3月30日

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町税条例の一部を改正する条例

笠松町税条例（昭和30年笠松町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第33条の4第1項中「次に掲げる寄附金又は金銭」を「法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金」に、「法第314条の7第1項」を「同項」に改め、同項第1号中「又は金銭」を削り、同号ケを次のように改める。

ケ 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金のうち、岐阜県知事又は岐阜県教育委員会の許可を受けた公益信託に対するものとして町長が指定したもの

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第71条第3項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に

の次に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第4条の3の2を削る。

附則第4条の4の次に次の1条を加える。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第4条の5 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第32条の3の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第32条の3の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったもの

とみなす。

- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第5条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第6条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除）

第6条の5 令和6年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第6条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第33条、第33条の3から第33条の6まで、附則第4条の4第2項、附則第6条第1項、附則第6条の3の2第1項、前条及び附則第8条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第33条の4第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第33条の4第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第6条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第6条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例）

第6条の6 令和6年度分の個人の町民税に限り、個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- （1） 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の町民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人

の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者

の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期分納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の町民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例）

第6条の7 令和6年度分の個人の町民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の町民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額（附則第6条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金

額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10

月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第6条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の町民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の町民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところに

よる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、

同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第6条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の町民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除)

第6条の8 令和7年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第33条、第33条の3から第33条の6まで、附則第4条の4第2項、附則第6条第1項、附則第6条の3の2第1項、附則第6条の4及び附則第8条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第7条第2項中「前条」を「附則第6条の4」に改め、同条第3項中「第33条の6第1項」の次に「、附則第6条の5第1項及び前条」を加え、「同項」を「第33条の6第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第6条の5第1項中「前条」とあるのは「前条、附則第7条第2項」と、前条中「附則第6条の4」とあるのは「附則第6条の4、次条第2項」とする」に改める。

附則第9条の2第14項を削り、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は7分の6とする。

附則第9条の2第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」

に改め、同条第17項を同条第18項とし、同条第16項を同条第17項とし、同条第15項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

附則第9条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号に規定する」を「附則第7条第12項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第10条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第10条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年

度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 1 2 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第 1 2 条の 3 の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 4 条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 2 1 条」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 1 4 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 9 年 3 月 3 1 日まで」に改める。

附則第 1 5 条の 3 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 6 条の 5 及び附則第 6 条の 8 の規定の適用については、附則第 6 条の 5 第 1 項及び附則第 6 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 5 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 1 5 条の 4 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 6 条の 5 及び附則第 6 条の 8 の規定の適用については、附則第 6 条の 5 第 1 項及び附則第 6 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 5 条の 4 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 1 6 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 6 条の 5 及び附則第 6 条の 8 の規定の適用については、附則第 6 条の 5 第 1 項及び附則第 6 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 6 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 1 7 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 6 条の 5 及び附則第 6 条の 8 の規定の適用については、附則第 6 条の 5 第 1 項及び附則第 6 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 7 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 1 8 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第19条の2第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第19条の2第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第19条の3第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第19条の3第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行し、改正後の附則第4条の5及び第5条の規定は令和6年2月21日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第33条の4第1項の改正規定、附則第4条の3の2を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日

の属する年の翌年の1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の町税条例第33条の4第1項（第1号ケに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第1号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第47号議案

笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告して承認を求める。

令和6年6月11日 提出

笠松町長 古田 聖人

記

1 令和6年3月30日 専決

笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、町議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

1 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和6年3月30日

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

笠松町国民健康保険税条例（昭和42年笠松町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第23条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の笠松町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第48号議案

令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告して承認を求める。

令和6年6月11日 提出

笠松町長 古田 聖人

記

1 令和6年5月7日 専決

令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、町議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

- 1 令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）

令和6年5月7日

笠 松 町 長 古 田 聖 人

令和6年度笠松町一般会計補正予算書

令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）

令和6年度笠松町の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303,644千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,845,343千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年5月7日 専決

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		項	補正前の額	補正額	計
款					
12	分担金及び負担金		155,280	297	155,577
		1 負担金	155,280	297	155,577
14	国庫支出金		956,514	300,417	1,256,931
		2 国庫補助金	137,669	300,417	438,086
15	県支出金		628,913	1,000	629,913
		2 県補助金	159,141	1,000	160,141
19	繰越金		163,699	1,930	165,629
		1 繰越金	163,699	1,930	165,629
	歳入	合計	7,541,699	303,644	7,845,343

(単位：千円)

(歳出)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
2 総務費		904,668	203,380	1,108,048	
	1 総務管理費	477,902	792	478,694	
3 民生費	3 徴税費	116,326	202,588	318,914	
		2,828,428	97,829	2,926,257	
4 衛生費	1 社会福祉費	1,972,064	97,829	2,069,893	
		1,038,582	435	1,039,017	
7 土木費	1 保健衛生費	293,422	435	293,857	
		669,872	2,000	671,872	
歳出	4 都市計画費	314,335	2,000	316,335	
	合計	7,541,699	303,644	7,845,343	

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入
 (款) 12 分担金及び負担金
 (項) 1 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費負担金	8,114	297	8,411	1 総務管理費負担金	297	人事給与システム利用負担金
計	155,280	297	155,577			

(款) 14 国庫支出金
 (項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	66,181	300,417	366,598	1 企画総務費補助金	300,417	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
計	137,669	300,417	438,086			

(款) 15 県支出金
 (項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 土木費補助金	2,194	1,000	3,194	1 都市計画費補助金	1,000	空家等除却費支援事業費補助金
計	159,141	1,000	160,141			

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	163,699	1,930	165,629	1 前年度繰越金	1,930	前年度繰越金
計	163,699	1,930	165,629			

2 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	町債	区分	金額		
				国県支出金	その他	一般財源			
1 一般管理費	284,885	792	285,677		297	495		792	情報センター委託料
計	477,902	792	478,694		297	495			

(款) 2 総務費

(項) 3 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	町債	区分	金額		
				国県支出金	その他	一般財源			
1 税務総務費	79,921	202,588	282,509	202,588				306	会計年度任用職員報酬
								600	時間外勤務手当
								407	消耗品費
									印刷製本費
								2,307	通信運搬費
									手数料
								8,968	情報センター委託料
									コールセンター業務委託料
									人材派遣委託料
								190,000	定額減税補足給付金
計	116,326	202,588	318,914	202,588					

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				町債	その他	一般財源	区分	金額		
										特定支出金
1 社会福祉総務費	608,491	97,829	706,320	97,829			3 職員手当等 10 需用費 11 役務費 12 委託料 18 負担金補助及び交付金	375 132 540 1,782 95,000	時間外勤務手当 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 情報センター委託料 住民税非課税世帯等生活支援給付金	50 82 314 226
計	1,972,064	97,829	2,069,893	97,829						

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				町債	その他	一般財源	区分	金額		
										特定支出金
1 保健衛生総務費	152,002	435	152,437			435	22 償還金利子及び割引料	435	返還金	
計	293,422	435	293,857			435				

(款) 7 土木費
(項) 4 都市計画費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				町債	その他	一般財源	区分	金額		
										特定支出金
1 都市計画総務費	252,129	2,000	254,129	1,000		1,000	18 負担金補助及び交付金	2,000	空家等除却費支援事業費補助金	
計	314,335	2,000	316,335	1,000		1,000				

第49号議案

笠松町監査委員の選任同意について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、次の者を笠松町監査委員に選任したいから町議会の同意を求める。

令和6年6月11日 提出

笠松町長 古田 聖人

記

氏 名	尾 藤 米 宏
住 所	
生 年 月 日	

第50号議案

羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項及び羽島郡二町教育委員会共同設置規約（昭和44年笠松町告示第19号）第5条の規定により、次の者を羽島郡二町教育委員会委員に任命したいから町議会の同意を求める。

令和6年6月11日 提出

笠松町長 古田 聖人

記

氏 名	佐 藤 由 香
住 所	
生 年 月 日	

第51号議案

笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
笠松町条例第16号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年6月11日 提出

笠松町長 古田 聖人

笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
笠松町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」
を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」
を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」
を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」
を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれ

があるときは、当分の間、この条例による改正後の笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

第 5 2 号議案

笠松町体育施設条例の一部を改正する条例について

笠松町体育施設条例（昭和 4 6 年笠松町条例第 6 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 1 1 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町体育施設条例の一部を改正する条例

笠松町体育施設条例（昭和 4 6 年笠松町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表笠松町南体育館の項を削る。

別表第 1 南体育館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

第53号議案

岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和6年12月2日から、岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務を変更し、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月23日岐阜県指令市町村第1263号）を次のように変更するものとする。

令和6年6月11日 提出

笠松町長 古田 聖人

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月23日岐阜県指令市町村第1263号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

令和6年度笠松町一般会計補正予算書

第54号議案

令和6年度笠松町一般会計補正予算（第2号）

令和6年度笠松町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78,112千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,923,455千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月11日 提出

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		項	補正前の額	補正額	計
款	支				
14 国庫	支出金		1,256,931	32,863	1,289,794
		2 国庫補助金	438,086	32,863	470,949
15 県	支出金		629,913	6,764	636,677
		2 県補助金	160,141	6,674	166,815
		3 委託金	43,129	90	43,219
19 繰越	越金		165,629	38,485	204,114
		1 繰越金	165,629	38,485	204,114
歳入		合計	7,845,343	78,112	7,923,455

(単位：千円)

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議	費	74,654	1,641	76,295
	1 議 会 費	74,654	1,641	76,295
2 総	費	1,108,048	1,042	1,109,090
	1 総 務 管 理 費	478,694	△24,718	453,976
	2 企 画 費	217,873	19,082	236,955
	3 徴 税 費	318,914	961	319,875
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	83,919	5,717	89,636
3 民	費	2,926,257	20,020	2,946,277
	1 社 会 福 祉 費	2,069,893	16,576	2,086,469
	2 児 童 福 祉 費	856,264	3,444	859,708
4 衛	費	1,039,017	44,440	1,083,457
	1 保 健 衛 生 費	293,857	44,440	338,297
5 農	費	46,087	1,255	47,342
	1 農 業 費	43,635	1,255	44,890
6 商	費	66,236	△1,187	65,049
	1 商 工 費	66,236	△1,187	65,049
7 土	費	671,872	9,801	681,673
	1 土 木 管 理 費	63,938	9,138	73,076
	2 道 路 橋 梁 費	260,128	4,163	264,291
	4 都 市 計 画 費	316,335	△3,500	312,835

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教 育 費		982,628	1,100	983,728
	1 教 育 総 務 費	296,747	△43	296,704
	2 小 学 校 費	162,833	4,069	166,902
	4 社 会 教 育 費	186,643	△4,798	181,845
	5 保 健 体 育 費	256,174	1,872	258,046
歳 出	合 計	7,845,343	78,112	7,923,455

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	366,598	5,908	372,506	1 企画総務費補助金 2 戸籍住民基本台帳費補助金	3,876 2,032	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 924
2 民生費国庫補助金	25,715	2,429	28,144	2 児童福祉費補助金	2,429	マイナビバーカード交付事務費補助金 1,108 子ども・子育て支援事業補助金 746 子ども・子育て支援事業費補助金（児童手当制度改正円滑化事業） 1,683
3 衛生費国庫補助金	15,281	24,526	39,807	1 保健衛生費補助金	24,526	新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業助成金
計	438,086	32,863	470,949			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費補助金	9,247	4,541	13,788	2 企画総務費補助金	4,541	東京圏からの移住支援事業費補助金 4,500 地方就職学生支援事業費補助金 41
2 民生費補助金	123,122	2,118	125,240	4 児童福祉費補助金	2,118	子ども・子育て支援事業補助金 746 保育対策総合支援事業補助金 1,372
3 衛生費補助金	11,374	15	11,389	1 保健衛生費補助金	15	子宮頸がん検診促進事業費補助金
計	160,141	6,674	166,815			

(款) 15 県支出金
(項) 3 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 教育費委託金		90	90	1 小中学校費委託金	90	ふるさと魅力体験事業委託金
計	43,129	90	43,219			

(款) 19 繰越金
(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	165,629	38,485	204,114	1 前年度繰越金	38,485	前年度繰越金
計	165,629	38,485	204,114			

2 歳出
 (款) 1 議会費
 (項) 1 議会費
 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 債	町 債	その 他	区 分	金 額	
2 事務局費	20,073	1,641	21,714			1,641	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	1,213 142 286	職員異動等による 職員異動等による 職員異動等による
計	74,654	1,641	76,295			1,641			

(款) 2 総務費
 (項) 1 総務管理費
 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 債	町 債	その 他	区 分	金 額	
1 一般管理費	285,677	△24,916	260,761	297		△25,213	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 12 委託料 18 負担金補助 及び交付金	△15,033 △5,715 △3,871 297 △594	職員異動等による 職員異動等による 職員異動等による 情報センター委託料 市町村職員退職手当組合負担金 水道事業児童手当負担金 下水道事業児童手当負担金
4 電子計算費	68,931	198	69,129			198	12 委託料	198	情報センター委託料
計	478,694	△24,718	453,976	297		△25,015			

(款) 2 総務費
 (項) 2 企画費
 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 債	町 債	その 他	区 分	金 額	
1 企画総務費	206,802	13,027	219,829	3,876		9,151	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	4,747 2,601 1,803	職員異動等による 職員異動等による 職員異動等による

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				町債	その他	一般財源	区分	金額	
				国県支出金			18 負担金補助 及び交付金	3,876	中間サーバー・プラットフォーム運用交付 金
4 地方創生推 進事業費	2,100	6,055	8,155	4,541		1,514	18 負担金補助 及び交付金	6,055	地方創生移住支援金
計	217,873	19,082	236,955	8,417		10,665			

(単位：千円)

(款) 2 総務費
(項) 3 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				町債	その他	一般財源	区分	金額	
1 税務総務費	282,509	940	283,449			940	2 給料	1,200	職員異動等による
							3 職員手当等	△1,142	職員異動等による
							4 共済費	882	職員異動等による
2 賦課徴収費	36,405	21	36,426			21	18 負担金補助 及び交付金	21	軽自動車税環境性能割徴収取扱費負担金
計	318,914	961	319,875			961			

(単位：千円)

(款) 2 総務費
(項) 4 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				町債	その他	一般財源	区分	金額	
1 戸籍住民基 本台帳費	83,919	5,717	89,636	2,032		3,685	1 報酬	1,079	会計年度任用職員報酬
							2 給料	2,424	職員異動等による
							3 職員手当等	521	職員異動等による
							4 共済費	739	職員異動等による
							8 旅費	30	費用弁償
							12 委託料	924	戸籍システム改修委託料
計	83,919	5,717	89,636	2,032		3,685			

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財債	その他	区分	金額	
1 社会福祉総務費	706,320	5,450	711,770			5,450	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 22 償還金利子及び割引料 27 繰出金	700 338 798 306	職員異動等による 職員異動等による 職員異動等による 返還金 国民健康保険特別会計繰出金 介護保険特別会計繰出金
3 老人福祉費	21,610	2,365	23,975			2,365	14 工事請負費	2,365	オートボートボート場設備撤去工事請負費
4 障害福祉費	683,111	300	683,411			300	19 扶助費	300	自動車運転免許取得・改造助成金
6 福祉会館費	30,632	6,099	36,731			6,099	3 職員手当等 4 共済費 12 委託料 4 共済費	10 35 6,054 26	職員異動等による 職員異動等による 設計委託料 職員異動等による
7 国民年金総務費	11,210	26	11,236			26			
8 後期高齢者医療費	399,555	2,336	401,891			2,336	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費	1,587 388 309 52	会計年度任用職員報酬 職員異動等による 職員異動等による 費用弁償
計	2,069,893	16,576	2,086,469			14,240			

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財債	その他	区分	金額	
1 児童措置費	761,638	3,444	765,082	2,758		686	12 委託料 18 負担金補助及び交付金	1,386 2,058	情報センター委託料 保育環境改善等事業補助金
計	856,264	3,444	859,708	2,758		686			

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	町 債	その 他	区 分	金 額	
1 保健衛生総務費	152,437	3,333	155,770	1,492		△2,336	4,177	4,894	会計年度任用職員報酬
								△708	職員異動等による
								△1,685	職員異動等による
								679	職員異動等による
								153	費用弁償
2 予防費	64,257	40,527	104,784	24,526			16,001	57	印刷製本費
								40,197	予防接種委託料
								273	予防接種助成金
3 健康増進事業費	31,039	124	31,163	15			109	124	健康診査委託料
7 福祉健康センター費	8,730	456	9,186				456	456	庁用器具費
計	293,857	44,440	338,297	26,033		△2,336	20,743		

(款) 5 農林水産業費
(項) 1 農業費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	町 債	その 他	区 分	金 額	
2 農業総務費	15,462	1,255	16,717				1,255	493	職員異動等による
								510	職員異動等による
								252	職員異動等による
計	43,635	1,255	44,890				1,255		

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特 定 財 債	町債	一般財源	区分		金額
1 商工総務費	8,014	△1,187	6,827				△1,187	2 給料	△493	職員異動等による
								3 職員手当等	△510	職員異動等による
								4 共済費	△184	職員異動等による
計	66,236	△1,187	65,049				△1,187			

(款) 7 土木費
(項) 1 土木管理費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特 定 財 債	町債	一般財源	区分		金額
1 土木総務費	63,938	9,138	73,076				9,138	2 給料	4,349	職員異動等による
								3 職員手当等	3,149	職員異動等による
								4 共済費	1,640	職員異動等による
計	63,938	9,138	73,076				9,138			

(款) 7 土木費
(項) 2 道路橋梁費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特 定 財 債	町債	一般財源	区分		金額
2 道路新設改良費	65,193	4,163	69,356				4,163	14 工事請負費	4,163	側溝舗装等新設改良工事請負費
計	260,128	4,163	264,291				4,163			

(款) 7 土木費
(項) 4 都市計画費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特 定 財 源	町債	一般財源	区分		金額
1 都市計画総務費	254,129	△3,500	250,629				△3,500	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	職員異動等による 職員異動等による 職員異動等による	
計	316,335	△3,500	312,835				△3,500			

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特 定 財 源	町債	一般財源	区分		金額
1 教育総務費	296,747	△43	296,704				△43	3 職員手当等 4 共済費	職員異動等による 職員異動等による	
計	296,747	△43	296,704				△43			

(款) 9 教育費
(項) 2 小学校費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特 定 財 源	町債	一般財源	区分		金額
1 学校管理費	143,571	3,978	147,549				3,978	14 工事請負費	小学校校舎修繕等工事請負費	
2 教育振興費	19,262	91	19,353	90			1	11 役務費 13 使用料及び 賃借料	6 傷害保険料 85 自動車借上料	
計	162,833	4,069	166,902	90			3,979			

(款) 9 教育費
(項) 4 社会教育費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特 定 財 債	町債	一般財源	区分		金額
1 社会教育総務費	71,728	△4,798	66,930				△4,798	2 給料	△2,717	職員異動等による
								3 職員手当等	△1,537	職員異動等による
								4 共済費	△544	職員異動等による
計	186,643	△4,798	181,845				△4,798			

(款) 9 教育費
(項) 5 保健体育費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特 定 財 債	町債	一般財源	区分		金額
3 学校給食費	211,394	1,872	213,266				1,872	2 給料	△29	職員異動等による
								3 職員手当等	181	職員異動等による
								4 共済費	152	職員異動等による
								10 需用費	1,568	修繕料
計	256,174	1,872	258,046				1,872			

令和6年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算書

第55号議案

令和6年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,586千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,104,073千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月11日 提出

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
6 繰入	金	263,546	△2,586	260,960	
	1 他会計繰入金	153,546	△2,586	150,960	
歳入	合計	2,106,659	△2,586	2,104,073	

(歳出)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 総務費	費	42,415	△2,586	39,829	
	1 総務管理費	35,575	△2,586	32,989	
歳出	合計	2,106,659	△2,586	2,104,073	

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入
(款) 6 繰入金
(項) 1 他会計繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	153,546	△2,586	150,960	4 職員給与費等繰入金	△2,586	職員給与費等繰入金
計	153,546	△2,586	150,960			

2 歳出
(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	町債	区分	金額	
				国県支出金	その他	一般財源		
1 一般管理費	34,997	△2,586	32,411			△2,586	2 給料	△1,343 職員異動等による
							3 職員手当等	△817 職員異動等による
							4 共済費	△251 職員異動等による
							18 負担金補助 及び交付金	△175 市町村職員退職手当組合負担金
計	35,575	△2,586	32,989			△2,586		

令和6年度笠松町介護保険特別会計補正予算書

第56号議案

令和6年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,894千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,202,129千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月11日 提出

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	金	342,706	5,894	348,600
	1 他会計繰入金	335,099	5,894	340,993
歳入	合計	2,196,235	5,894	2,202,129

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費	費	40,396	5,894	46,290
	1 総務管理費	18,005	5,894	23,899
歳出	合計	2,196,235	5,894	2,202,129

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 7 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	335,099	5,894	340,993	4 その他一般会計繰入金	5,894	職員給与費等繰入金
計	335,099	5,894	340,993			

(単位：千円)

2 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				補正額の特 定財源		一般財源	
				国県支 出金	町債 その他		
1 一般管理費	18,005	5,894	23,899		5,894	職員異動等による	
						職員異動等による	
						職員異動等による	
						市町村職員退職手当組合負担金	
計	18,005	5,894	23,899		5,894		

(単位：千円)

令和6年度笠松町水道事業会計補正予算書

第57号議案

令和6年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度笠松町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度笠松町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	収 入	(補 正 予 定 額)	(計)
第1款 水道事業収益	278,216千円	240千円	278,456千円	
第2項 営業外収益	46,085千円	240千円	46,325千円	
第1款 水道事業費用	285,742千円		286,727千円	
第1項 営業費用	275,020千円		276,005千円	

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	20,993千円	737千円	21,730千円

令和6年6月11日提出

笠松町長 古田 聖人

令和6年度笠松町水道事業会計補正予算実施計画書

収益的収入及び支出

収入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 水道事業収益			278,216	240	278,456		
	2 営業外収益		46,085	240	46,325		
		3 他会計補助金 及び負担金	240	240	480	児童手当負担金	

支出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 水道事業費用			285,742	985	286,727		
	1 営業費用		275,020	985	276,005		
		3 総係費	53,782	985	54,767	給料 手当 法定福利費 退職手当組合負担金	67 710 200 8

令和6年度笠松町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

(単位：円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
(1) 当年度純利益 (△は純損失)	△ 15,895,372
(2) 減価償却費	120,051,000
(3) 固定資産除却費	14,205,000
(4) 貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0
(5) 引当金 (負債性引当金) の増減額 (△は減少)	△ 18,000
(6) 長期前受金戻入額	26,141,000
(7) 受取利息及び受取配当金	△ 959,002
(8) 支払利息	4,555,000
(9) 未収金の増減額 (△は増加)	△ 47,344
(10) 未払金の増減額 (△は減少)	△ 388,483,975
(11) たな卸資産の増減額 (△は増加)	0
小計	△ 240,451,693
(12) 利息及び配当金の受取額	959,002
(13) 利息の支払額	△ 4,555,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 244,047,691

(単位：円)

2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	(1) 有形固定資産の取得による支出	△ 212, 101, 128
	(2) 国庫補助金等による収入	52, 770, 100
	投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 159, 331, 028</u>
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	0
	(2) 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	31, 123, 000
	(3) 他会計からの出資による収入	0
	財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>31, 123, 000</u>
	資金増加額 (又は減少額)	△ 372, 255, 719
	資金期首残高	382, 036, 201
	資金期末残高	<u>9, 780, 482</u>

令和6年度笠松町水道事業予定貸借対照表
 (令和7年3月31日)

1 固定資産	資産	の	部	円	円
(1) 有形固定資産					
イ 土地			4,154,214		
ロ 建物	188,990,878				
ハ 構築物	<u>△ 59,403,312</u>	129,587,566			
ニ 機械及び装置	<u>△ 2,217,479,396</u>	2,569,590,259			
ホ 車両運搬具	1,089,675,201				
ヘ 工具、器具及び備品	<u>△ 479,199,156</u>	610,476,045			
有形固定資産合計	<u>△ 1,925,421</u>	101,338			
	2,026,759				
	1,198,100				
	<u>△ 1,112,575</u>	85,525			
					3,313,994,947

(2) 投資その他の資産		
イ 投資有価証券	<u>196,531,000</u>	
投資その他の資産合計	<u>196,531,000</u>	3,510,525,947
2 流動資産		
(1) 現金預金		9,780,482
(2) 未収金	8,342,252	
貸倒引当金	<u>△ 500,000</u>	7,842,252
(3) 貯蔵品		295,664
(4) その他の流動資産		<u>100,000</u>
流動資産合計		<u>18,018,398</u>
資産合計		<u><u>3,528,544,345</u></u>

負債部の

3	固定負債		
	(1) 企業債		
	イ 建設改良費等企業債	<u>825,650,667</u>	
	企業債合計	<u>825,650,667</u>	825,650,667
	固定負債合計		
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	イ 建設改良費等企業債	<u>34,681,000</u>	
	企業債合計	34,681,000	
	(2) 未払金	139,609,600	
	(3) 引当金		
	イ 賞与引当金	<u>1,667,000</u>	
	引当金合計	1,667,000	
	(4) その他流動負債	<u>100,000</u>	
	流動負債合計		176,057,600

5	繰延収益				
	(1) 長期前受金	2,183,681,758			
	(2) 長期前受金収益化累計額	<u>△ 1,052,502,535</u>			
	繰延収益合計	<u>1,131,179,223</u>			
	負債合計	<u>2,132,887,490</u>			
	資本の部				
6	資本金			1,010,718,930	
7	剰余金				
	(1) 利益剰余金				
	イ 減債積立金		90,000,000		
	ロ 建設改良積立金		299,000,000		
	ハ 当年度未処理欠損金		<u>4,062,075</u>		
	利益剰余金合計			<u>384,937,925</u>	
	剰余金合計			<u>384,937,925</u>	
	資本合計			<u>1,395,656,855</u>	
	負債資本合計			<u>3,528,544,345</u>	

令和6年度笠松町下水道事業会計補正予算書

第58号議案

令和6年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度笠松町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度笠松町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額208,856千円は過年度分損益勘定留保資金25,132千円及び当年度分損益勘定留保資金183,724千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額208,822千円は過年度分損益勘定留保資金25,132千円及び当年度分損益勘定留保資金183,690千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入
第1款 資本的収入	586,852千円	34千円	586,886千円
第1項 国庫補助金	143,852千円	△26,366千円	117,486千円
第3項 企業債	394,800千円	26,400千円	421,200千円

第3条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
公共下水道事業	204,000千円	230,400千円	証書借入 又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合、その債権者と協定した融資条件により、ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

令和6年6月11日 提出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

令和6年度笠松町下水道事業会計補正予算実施計画書

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 資本的收入			586,852	34	586,886		
	1 国庫補助金		143,852	△ 26,366	117,486		
		1 国庫補助金		143,852	△ 26,366	117,486	
	3 企業債		394,800	26,400	421,200		
1 建設改良費等企業債			394,800	26,400	421,200	公共下水道事業債	26,400

令和6年度笠松町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

(単位：円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
(1) 当年度純利益 (△は純損失)	△ 31,841,161
(2) 減価償却費	367,844,989
(3) 固定資産除却費	0
(4) 貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0
(5) 賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 171,670
(6) 長期前受金戻入額	△ 165,374,552
(7) 受取利息及び受取配当金	△ 1,000
(8) 支払利息	43,857,041
(9) 未収金の増減額 (△は増加)	0
(10) 未払金の増減額 (△は減少)	△ 1,653,678
(11) たな卸資産の増減額 (△は増加)	0
小計	212,659,969
(12) 利息及び配当金の受取額	1,000
(13) 利息の支払額	△ 43,857,041
業務活動によるキャッシュ・フロー	168,803,928

(単位：円)

2	投資活動によるキャッシュ・フロー		
	(1)	有形固定資産の取得による支出	△ 375,889,494
	(2)	無形固定資産の取得による支出	△ 16,777,848
	(3)	国庫補助金等による収入	117,486,000
	(4)	一般会計又は他の特別会計からの繰入金収入	48,200,000
		投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 226,981,342</u>
3	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	(1)	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	421,200,000
	(2)	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 364,974,070
	(3)	他会計からの出資による収入	0
		財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>56,225,930</u>
		資金増加額（又は減少額）	△ 1,951,484
		資金期首残高	12,164,257
		資金期末残高	<u>10,212,773</u>

令和6年度笠松町下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

	資	産	の	部	円	円
	産	の	部	円	円	円
1 固定資産						
(1) 有形固定資産						
イ 構築物	12,150,782,971					
ロ 機械及び装置	2,117,311					
ハ 減価償却累計額	<u>△ 1,923,179,527</u>	10,227,603,444				
ニ 減価償却累計額	<u>△ 1,029,012</u>	1,088,299				
ホ 有形固定資産合計					10,228,691,743	
(2) 無形固定資産						
イ 施設利用権					<u>816,410,923</u>	
ロ 無形固定資産合計					<u>816,410,923</u>	11,045,102,666
2 流動資産						
(1) 現金預金						10,212,773
(2) 未収金					7,900,000	
貸倒引当金					<u>△ 500,000</u>	
流動資産合計						<u>17,612,773</u>
資産合計						<u>11,062,715,439</u>

負債の部

3	固定負債		
	(1) 企業債		
	イ 建設改良費等企業債	<u>4,008,526,427</u>	
	企業債合計		<u>4,008,526,427</u>
	固定負債合計		4,008,526,427
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	イ 建設改良費等企業債	<u>343,644,458</u>	
	企業債合計		343,644,458
	(2) 未払金		76,209,500
	(3) 引当金		
	イ 賞与引当金	<u>2,361,330</u>	
	引当金合計		<u>2,361,330</u>
	流動負債合計		422,215,288

5	繰延収益			
	(1) 長期前受金	6,404,203,745		
	(2) 収益化累計額	<u>△ 914,668,537</u>		
	繰延収益合計			<u>5,489,535,208</u>
	負債合計			<u>9,920,276,923</u>
	資本			
	剰余金			1,479,583,839
	(1) 欠損金			
	イ 当年度未処理欠損金		<u>337,145,323</u>	
	利益剰余金合計			<u>△ 337,145,323</u>
	剰余金合計			<u>1,142,438,516</u>
	資本合計			<u>11,062,715,439</u>
	負債資本合計			